

訪問介護緊急支援法案について

1、本法案提出の背景と目的

岸田政権による4月からの訪問介護の基本報酬引下げで、ヘルパー離職、小規模訪問介護事業所の倒産、さらなる人手不足、待機利用者の増大、介護離職増大などが必至のため、訪問介護緊急支援法案を提出する。

(訪問介護狙い撃ちの基本報酬引下げ)

政府は令和6年度介護報酬改定率で+1.59%とした一方で、訪問介護を-2.4%とし、現場の訪問介護事業者や介護従事者から抗議と悲鳴が上がっている。政府は新たな処遇改善加算で対応するというが現場の事業者からはそれでも赤字の試算が続出している。

(倒産、給与格差、求人難など増大へ)

2023年の訪問介護事業者の倒産は67件と過去最多を更新した。

今回の訪問介護の基本報酬削減は、訪問介護従事者と全産業平均との給与格差(月収で約6万円)の再拡大や更なる離職者の増加など、求人倍率が15倍を超える訪問介護の人手不足に拍車をかけ、「訪問介護の終わりの始まり」につながると現場には重大な危機感が広がっている。

こうした現場の声を受け、2月28日には立憲民主党として「訪問介護の基本報酬引き下げの撤回等を求める要請」を行った。

(訪問介護緊急支援法案の提出へ)

よってこの度、4月以降の訪問介護の介護報酬引き下げの実質的な撤回・見直しの効果を持つ「訪問介護緊急支援法案」を提出し、訪問介護事業者への支援を行うことで、これ以上の介護崩壊、介護離職を防止し、全ての家庭における仕事と介護の両立を支援するとともに、訪問介護に従事する方々の処遇改善に資することが本法案提出の目的である。

2、訪問介護緊急支援のポイント・論点

(新たな処遇改善加算だけでは収支マイナスの事業所が発生)

政府・厚労省は訪問介護基本報酬引き下げを処遇改善加算でカバーすると説明するが、現場の試算では最大限の処遇改善加算を取得しても基本報酬引き下げで収支がマイナスになるとの指摘が相次ぐ。パブリックコメントでも同様の懸念が数多く寄せられたにも関わらず、現場の悲鳴を「聞く力」が全く発揮されていない。

(新年度以降、基本報酬削減の場合、緊急的な支援が不可欠)

まずは次期介護報酬改定を待たずに訪問介護事業者へ緊急支援補助金を支給し、訪問介護事業者の倒産、介護従事者の離職、それに伴う介護離職や介護難民の増加などを防止する必要がある。なお、訪問介護以外の従事者へは、同時に提出予定の「介護・障害福祉従事者処遇改善法案」において、他産業の従事者の賃金と同様の水準を目指すための更なる対応を政府に要求することとしている。

(訪問介護緊急支援への必要経費;約 344 億円)

必要経費としては、訪問介護の基本報酬削減の-2.4%分は約 207 億円であり、少なくとも介護報酬全体の+1.59%分の約 137 億円と合わせた約 344 億円の補助金支給を緊急的に行うべきである。

(小規模介護事業者への緊急支援)

とりわけ令和5年度介護事業経営実態調査で「延べ訪問回数」が 400 回以下の介護事業所の収支差率は1%台であり、かつ、こうした小規模事業者は訪問介護事業者の約3分の1を占め、特に小規模の訪問介護事業者への支援は急務である。

(訪問介護にも規模別の介護報酬改定を実施すべきである)

「通所介護」では事業所の規模別での介護報酬改定を実施していることから、本来であれば「訪問介護」の報酬改定も事業所規模別で実施すべきであり、よって今回の「訪問介護」基本報酬の一律引き下げの甚大な影響を見直すことは必要不可欠である。

(介護離職の経済的損失や団塊世代全員が後期高齢者となる今年以降、緊急対策は絶対的に必要)

そもそも政府・厚労省は「施設から在宅へ」と推進してきたにも関わらず、今回の基本報酬引き下げは在宅介護崩壊を加速する真逆の政策であり、さらに年間約 10 万人の介護離職者の増大や、2030 年時点で約9兆円に迫ると推計されるビジネスケアラー発生による経済損失(経済産業省「2022 年企業活動基本調査速報(2021 年度実績)調査結果の概要」)の更なる拡大など、国民生活全般にも甚大な影響を及ぼすことは必至であり、緊急的な対策が必要不可欠である。

以上